

○ 札幌市の環境影響評価制度に係る制度改正について <<第2回目審議結果：(札幌市環境影響評価技術指針の変更(案)について)>>

委員名	送付日	意見等の内容	札幌市(事務局)の回答
近藤会長	10月26日	○ 特に意見はない。	
石塚委員	10月26日	○ 特に意見はない。	
坪田副会長	10月29日	○ 特に意見はない。	
鈴木委員	10月29日	<p>○ 札幌市としては、規定や指針では「太陽電池」を用いるが、広報等では「太陽光」も用いるとの由、承知した。そうすると、事業者や市民が札幌市の規定・指針・広報等を見た時、「太陽電池」と「太陽光」はどう違うのだろう、という疑問を持つ可能性がある。指針のどこかに、注でも結構なので、用語説明または用語定義を掲載し、太陽電池と太陽光は同一のものとして扱う、という説明を入れておくのが親切かと思う。そのような説明を入れることは可能か。</p> <p>○ 資料【3-3】2ページ、環境要素の区分項目の上から5つ目に、「低周波音(超低周波音を含む)」がある。</p> <p>これに対応し、資料【3-3】3ページ、備考欄4番目には超低周波音の定義が掲載されているが、備考欄3番目は低周波音の「低」の1文字を削除して「周波音」にする提案になっている。しかし、環境要素の区分項目に「低周波音」があるのであれば、「低」を削除せず、「低周波音」のまま残した方が分かりやすいのではないかと感じた。あるいは低周波音と記載すると何か不都合があるのか。ご教示いただきたい。</p> <p>○ 資料【3-3】3ページ、備考欄3番目の「周波音」の提案について、環境省が公表している定義を調べたところ、「低周波音とは概ね1ヘルツから100ヘルツの音をいい、超低周波音とは1ヘルツから20ヘルツの音をいう」という趣旨のことが書かれていた。 https://www.env.go.jp/air/teishuuhaon3toha.pdf</p> <p>そうすると、資料【3-3】3ページ、備考欄3番目は、「低周波音とは、概ね、周波数が1ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。」とすると環境省の説明と符合することになる。</p> <p>しかし札幌市の提案では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「低」を削除し、 ・「1ヘルツから」ではなく「20ヘルツから」にし、 ・かつ、「以上」という言葉を追加する、 <p>という内容になっており、環境省の定義とはかなり異なる。この3か所は、それぞれ、何か理由があって変更しているのか。</p>	<p>○ 指針や広報用パンフレットなどには、「太陽電池(太陽光)発電」と記載するなど、事業者や市民のみなさまにご理解いただけるよう、わかりやすく表現いたします。</p> <p>○ 申し訳ございません、次のように修正させていただきます。</p> <p>【資料3-3】技術指針変更(案)の3ページ目[備考]の中で、3.の「低周波音」の「低」に取り消し線が引かれておりましたが、削除せず「低周波音」のままいたします。</p> <p>また、「100ヘルツまで以上」の文言の「以上」を削除させていただきます。</p> <p>(修正前)</p> <p>3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまで以上の音をいう。</p> <p>(修正後)</p> <p>3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまで以上の音をいう。</p>
福原委員	10月29日	○ 特に意見等はない。	
奥本委員	10月29日	○ 特に意見はない。	
吉田委員	10月29日	○ 特に意見はない。	
伊藤委員	10月29日	○ 特に意見はない。	

委員名	送付日	意見等の内容	札幌市（事務局）の回答
高橋委員	10月29日	<p>○ 今回の技術指針変更(案)については特に意見はないが、技術指針内の「低周波音(超低周波音を含む)」について大変違和感がある。</p> <p>全てを精査している訳ではないので間違っているかもしれないが、最近国や道の環境影響評価においては超低周波音を使用しているように思っていた。</p> <p>札幌市においても、そのあたりの情報について精査し、必要性が無ければ低周波音ではなく超低周波音にする方が良いと思う。</p> <p>先程も書いたが、間違っているかもしれないので、低周波音の扱いについて教えていただければと思う。</p>	<p>○ 札幌市技術指針の変更経緯について</p> <p>平成25年に、風力発電事業が条例の対象事業に追加されたことに伴い、「低周波音(超低周波音を含む)」を風力発電事業に係る基本項目を新たに追加し、現在に至っております。「低周波音」を周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音、「超低周波音」を周波数が20ヘルツ以下の音として定義している。</p> <p>○ 国の状況について</p> <p>環境省では、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」(平成9年環境庁告示第87号、最終改正平成26年環境省告示第83号)により、環境要素として「騒音・低周波音」を設けております。</p> <p>経済産業省では、発電所アセス省令(平成10年通商産業省令第54号)により、環境要素として「騒音」(周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。)及び「超低周波音」(周波数が20ヘルツ以下の音をいう。)を設け、風力発電所に係る環境要素としました。</p> <p>令和2年の改正(8月31日施行)において、「騒音」及び「超低周波音」は環境要素としては残したものの、風力発電所に係る環境要素から「超低周波音」を削除しました。</p> <p>なお、発電所アセス省令において、風力発電所に係る環境要素から「超低周波音」が削除されたものの、(一社)日本風力発電協会に対し「環境アセスの項目として調査、予測及び評価することも含め、引き続き丁寧な説明等の対応を行うこと。」などの住民の懸念等に対応することを要請しております。</p> <p>○ 北海道の状況について</p> <p>発電所アセス省令と同様、「騒音」(周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む)及び、「超低周波音」(周波数が20ヘルツ以下の音をいう。)としています。</p> <p>○ 札幌市の対応について</p> <p>国が(一社)日本風力発電協会に対し要請しておりますように、札幌市におきましても、風力発電施設が住宅地に近接して設置される場合は住民の懸念が起こることが考えられることから、札幌市技術指針は変更せずに、風力発電事業に係る環境要素に「低周波音」を残し、調査・予測・評価を求めることといたします。</p> <p>また、本市技術指針は条例対象事業のみが対象ではありますが、法対象事業におきましても、低周波音に係る環境影響について、市長意見として述べることも考えられることから、技術指針に「低周波音」を残しておくことは必要であるものと考えます。</p> <p>なお、定義が発電所アセス省令や道技術指針と整合性がとれていない状態ではありますが、20ヘルツから100ヘルツの周波数域での低周波音の特性(G特性音圧レベル及び3分の1オクターブバンド)としての調査・予測・評価を求めることから、定義についても特に修正は行わないことといたします。</p>
奈良委員	10月30日	○ 特に意見はない。	
渡部委員	10月30日	○ 「土地の安定性」に関して、地盤表面の侵食(豪雨時の表面流による土砂流出など)を考える必要はないのか。パネルで雨水を受けると集中的に水滴が落ちる箇所ができるため、地表面の土砂が流出しやすくなるのではないかとと思う。	<p>委員ご指摘のとおり、太陽光発電事業の実施により、パネルで雨水を受けると集中的に水滴が落ちる箇所ができ、土地の安定性に影響を及ぼすことも考えられることから、環境影響評価において、豪雨時の表面流による土砂流出などの地盤表面の侵食の影響も含めて調査・予測・評価を行うものとしたします。</p> <p>具体的には、予測手法に、「工作物の設置や植生の変化等により雨水流出の状況が変化して表層土壌が影響を受ける場合は、その影響も含めて予測を行う。」ことを追加することといたします。</p> <p>また、これを受けて予測の前提となる調査手法での調査内容に「土地及び気象の状況」を追加し、その中に「降水量及び降水の分布の状況」及び「植生の状況」を追加することといたします。</p> <p>【資料3-2(第7回)】の「土地の安定性」変更案を参照願います。</p>
秋山委員	10月30日	○ 特に意見はない。	
上田委員	10月30日	○ 特に意見はない。	